

○ 西いぶり広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例  
施行規則

平成 12 年 3 月 28 日  
規 則 第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市職員の分限の手續及び効果に関する条例施行規則（平成 7 年室蘭市規則第 17 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。